

教 育 民 生 委 員 会 記 録

開 会 年 月 日	平成 26 年 10 月 1 日		
開 会 時 刻	午前 9 時 58 分		
閉 会 時 刻	午前 11 時 24 分		
出 席 委 員 名	◎中山裕司	○世古明	楠木宏彦 鈴木豊司
	吉井詩子	岡田善行	福井輝夫 藤原清史
	西山則夫		
	世古口新吾 議長		
欠 席 委 員 名	なし		
署 名 者	楠木宏彦 鈴木豊司		
担 当 書 記	中川浩良		
審 議 議 案	議案第 70 号	平成 26 年度伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）」中 教育民生委員会関係分	
	議案第 71 号	平成 26 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算 （第 1 号）	
	議案第 75 号	伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準等に関する条例の制定について	
	議案第 76 号	伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の制定について	
	議案第 77 号	伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の制定について	
	議案第 80 号	伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定について	
	議案第 81 号	市有財産の取得について	
	平成 26 年 請願第 3 号	福祉事業所の整備・拡充を求める請願	
	平成 26 年 請願第 4 号	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求め る請願	
	平成 26 年 請願第 5 号	「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡 充を求める請願	
	平成 26 年 請願第 6 号	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の 拡充を求める請願	
	平成 26 年 請願第 7 号	防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全 対策の充実を求める請願	
	—	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求め る意見書（案）について	
	—	「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡 充を求める意見書（案）について	
	—	保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の 拡充を求める意見書（案）について	
—	防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全 対策の充実を求める意見書（案）について		
—	平成 26 年度 主要な事業の進捗状況・予算の執行状 況等の報告について		
説 明 員	教育長 教育部長 教育次長 健康福祉部長 健康福祉部次長 こども課長		
	高齢・障がい福祉課長 健康課長 健康課副参事 医療保険課長		
	介護保険課長 生活支援課長 福祉総務課長 教育総務課長 教育研究所長		
	教育総務課副参事 学校教育課副参事 ほか関係参与		

審査結果並びに経過

中山委員長開会を宣言し、会議録署名者に楠木委員、鈴木委員を指名した。

直ちに会議に入り、初めに「平成 26 年請願第 3 号福祉事業所の整備・拡充を求める請願」を議題とし、請願者から意見聴取、質疑の後、全会一致をもって採択すべしと決定した。

次に、「議案第 70 号平成 26 年度伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）（教育民生委員会関係分）」、「議案第 71 号平成 26 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」、「議案第 75 号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例の制定について」、「議案第 76 号 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、「議案第 77 号 伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、「議案第 80 号 伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定について」、及び「議案第 81 号 市有財産の取得について」、以上 7 件を順次議題とし、「議案第 76 号」については、賛成多数をもって、そのほかの 6 件については全会一致をもって可決すべしと決定した。

次に、請願の審査を行い「平成 26 年請願第 4 号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願」、「平成 26 年請願第 5 号 『教職員定数改善計画』の着実な実施と教育予算拡充を求める請願」、「平成 26 年請願第 6 号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願」、及び「平成 26 年請願第 7 号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願」以上 4 件を順次議題とし、いずれも全会一致をもって採択すべしと決定し、委員長報告文については、正副委員長に一任することと決定した。

また、採択された請願に係る意見書案について、「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書（案）」、「『教職員定数改善計画』の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書（案）」、「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（案）」及び「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書（案）」についてはいずれも全会一致をもって意見書案のとおりと決定し、委員会を閉会した。

開会 午前 9 時 58 分

◎中山裕司委員長

それではただいまから教育民生委員会を開会をいたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

これより会議に入ります。会議録署名者 2 名を委員長において、楠木委員、鈴木委員の御両名を指名をいたします。

本日、御審査いただきます案件は、去る 9 月 8 日及び 16 日の本会議におきまして、教育民生委員会に審査付託を受けました 12 件、及び平成 26 年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告についてであります。案件名につきましては、御手元に配付の一覧表のとおりであります。

お諮りをいたします。審査の方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思ます

が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら、随時行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

【平成26年請願第3号 福祉事業所の整備・拡充を求める請願】

◎中山裕司委員長

それでは、議事の都合上、最初に、「平成26年請願第3号福祉事業所の整備・拡充を求める請願」を御審査願います。

本日は参考人として、請願第3号の請願者、世古口佐知子さん、山本美和さんの御出席をいただいております。

この際、委員会を代表いたしまして、請願者に一言御挨拶申し上げたいと思います。

座ったままで、失礼をいたしたいと思います。

本日はお忙しい中にもかかわらず、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

委員会を代表いたしまして、お礼を申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べいただきますようお願い申し上げます。

請願の審査につきましては、最初に、請願の代表者から5分以内で請願趣旨の説明及び意見をいただいた後、委員の皆さんから、請願者に対しての質疑を行いたいと思います。

それでは、請願者から請願第3号についての御意見を願います。

既に申し上げておりますように、5分以内でお願いをいたしたいと思います。

それでは、どうぞ。

●世古口請願者

私は、三重県立特別支援学校玉城わかば学園PTA副会長の世古口佐知子です。よろしく申し上げます。

本日は、このような機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

平素は市議会議員の皆様には、市民生活や福祉の向上に御尽力いただき、心より感謝しております。

玉城わかば学園は知的障害を有する子供たちが対象の全校生徒小学部、中学部、高等部243名の学校で、そのうち伊勢市在住の児童生徒は55名在籍しています。

知的障害を持っているということは普通の子供が幼児期に自然に身につくような、排せつや食事の自立、服を着替えることや、入浴で体を洗うことなどがなかなか身につかず親は1人でできるようにするため、大変な努力をしてまいりました。学習面についても同様に、家でも何度も繰り返し学ばせようとしてきました。でも残念ながら、親の努力、本人の頑張りがそれに比例して、本人自身のできる事がふえたりするわけではないのです。

どんなにしてもできないこともあるのです。それでも本人自身ができなくても、その分を周りが支援すれば子供たちが幸せに暮らしていきます。

そのためには、わかば学園卒業後の進路として福祉事業所が必要です。福祉事業所で、その人に合った支援を受けることで、わかば学園卒業後もその人らしい成長を少しずつしていくはずで

そこで、今、早急に必要なのは、たくさんの支援を必要としている最重度の障害を持つ生徒の進路先です。最重度の障害を持つ生徒は1対1での見守りが必要であり、その受入れは生活介護事業所が中心です。最重度の生徒に対応できる生活介護事業所は、伊勢市に2カ所ありますが、うち1カ所は定員に達しており、もう1カ所は施設設備や事業者さんの状況から、今後の受入れが難しいとのこと。いずれの事業所も設立後16年、26年経過していて、その後こういった事業所の新設はされておりません。既に平成23年度からの卒業生の最重度の方7名が市外の事業所に通っています。市外に通う卒業生は毎日早朝より準備を行うことになり、それを支える親の負担は言うまでもありません。

伊勢市では最重度の障害者を持つ生徒が卒業後、地域で生活したいと思っても、地域に行けるところがないのが現状です。今後も市外にしか選択肢がない状況が続いていくことが果たしてよいのでしょうか。まずは最重度の生徒を受け入れることのできる生活介護事業所の設置を切に願います。

また、もう一方では、特別な支援が必要とされる児童・生徒が年々増加していることがわかっています。それに向けて、重度から中程度、あるいは軽度の障害を持つ生徒を受け入れることができる就労継続B型事業所や、就労継続A型事業所の充実が必要です。

伊勢市として、事業所をつくることできないとお聞きしておりますので、民間が新たな事業所をつくることや、今ある事業所の定員増を図れるような取り組みをお願いします。

私ども親もこうしてお願いばかりではなく、できることをさせていただきたいと思っております。親がいつまでも、子供の面倒を見ることはできません。親が亡くなった後に支援していただける施設等の増設と人材育成を視野にいれ、今後、検討していただければ幸いです。ありがとうございます。

◎中山裕司委員長

はい。ありがとうございました。

ただいまの請願者から御説明をいただきましたが、委員の皆さんから請願者にお聞きしたいことがございましたら、御発言いただきたいと思います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御発言もないようでございますので、請願者に対しての質疑を終わります。

請願者におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきました。ありがとうございます。

ただいまいただきました御意見につきましては、審査に反映してまいりたいと思っております。以上で、請願者は御退席をいただきたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

◎中山裕司委員長

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

この件につきまして、当局側に尋ねたい旨の申し出がありましたので、それを許します。
岡田委員。

○岡田善行委員

すいません、少しちょっとお聞かせください、請願第3号福祉事業所の整備・拡充を求める請願について、数点お聞かせをお願いいたします。

こちらのほうですが、請願事項で伊勢市に障害のある子供たちの日常活動の場を保障するため、就労継続A型事業所、就労継続B型事業所並びに生活介護事業所について、早急に新たな事業所を設置及び現事業所の定員増を図れるような取り組みをしてくださいということが、そういうことが、この請願の趣旨だと思っております。

またこの決算でも伊勢市では少なく、民間の力を活用していきたいというお答えも聞いております。

そのようなことを聞いた上で、現在伊勢市においても、いろいろな取り組みがなされていると思いますが、この請願に係る分について、どのような取り組みをしているかお聞かせください。

◎中山裕司委員長

課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

提出されました請願に関連いたします市の取り組みについて、御説明を申し上げます。

まず、早急に新たな事業所の設置をという御要望につきましては、これまで市からも積極的に民間事業所へ施設整備補助に関する情報提供を行ってきたところでございます。

その中で、今年度民間事業者から、重度障害のある人が通所する生活介護と中度障害のある人がショートステイの利用ができる短期入所のサービスを提供する施設を建設したいとの申し出があり、施設整備計画について、県へ事前協議を行ってきたところでございます。その際に地域で生活介護サービスを提供できる施設が不足している現状、保護者の方からの熱望する声等を意見書として提出をさせていただき、伊勢市の実情を県にも訴えてまいりました。

また、現事業所の定員増を図れるような取り組みをという御要望につきましては、現在開設している生活介護の事業所へ増員をお願いするとともに、介護保険法による指定通所介護事業者等へ障害者のデイサービスの利用促進を図っていただくよう、環境整備をお願いさせていただいたところでございます。

以上でございます。

◎中山裕司委員長
はい、岡田委員。

○岡田善行委員
わかりました。

すいません、今の中で就労継続A型事業、就労継続B型事業についての説明がなかったんですが、こちらのほうですが、現在就労継続A型事業が2カ所、就労継続B型事業所17カ所ということで年々ふえていると聞いておりますが、今、現在伊勢市としても、そういうふうにならふえているのかどうかお聞かせください。

◎中山裕司委員長
はい、課長。

●中村高齢・障がい福祉課長
委員仰せのとおりでございます。

◎中山裕司委員長
はい、岡田委員。

○岡田善行委員
わかりました。

そうすると、このAもBも、今、現在どんどんふやしているということで認識してよろしかったですね。そうしますと、それで、先ほど決算委員会のほうで、社会的事業所を推進していくかという質問で、民間を考慮し、県の補助もございまして、先ほどの答えの中でもあったと思いますが、その中で、今現在、開設したい民間企業もいると聞いております。

そう考えると今後の市の方向性と取り組みをお聞かせください。

◎中山裕司委員長
課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

社会的事業所制度につきましては、一般就労と福祉的就労の中間に位置いたします雇用形態で、一般企業での就労が困難な障害のある方が労働を通して社会参加を図り、経済的自立を図ることのできる新たな取り組みであると認識をしています。

今後、新たに開設をしたいという民間の動向も見据えながら、県の補助制度の活用、事業所で作られる物品や役務の調達等を積極的に活用し、支援の方向で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎中山裕司委員長
はい、岡田委員。

○岡田善行委員
わかりました。

今、聞いたことをまとめますと、伊勢市はこの請願内容については、推進していきたいということがちょっと見えてきましたね。

県との絡みもございしますが、やはり伊勢市はこの請願内容は、積極的に進めたいと考えているのかどうか、そういうふうに理解してよかったか、お聞かせください。

◎中山裕司委員長
課長。

●中村高齢・障がい福祉課長
委員仰せのとおりでございます。

◎中山裕司委員長
はい、岡田委員。

○岡田善行委員
了解しました。

そうすると、この請願の内容は積極的に伊勢市が進めたいと思っているということによってよかったですね。

そう考えると、今の請願のこの内容を精査しますと、ある程度伊勢市も今これを推進して、今後積極的に取り組んでいきたいということがわかりました。

今後とも積極的に伊勢市も、内容をもっと充実していくように推進していくことを進言して質問は終わらせていただきます。

◎中山裕司委員長

お諮りをいたします。平成26年請願第3号につきましてはいかがが取り扱いをいたしますか。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

◎中山裕司委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中の協議で、継続審査としないことに決定をいたしました。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

はい、吉井委員。

○吉井詩子委員

はい、私は賛成の立場から討論いたしたいと思います。

今、岡田委員のほうから、質問が種々ありました。この請願内容につきまして、市当局としても、推進をされていて、積極的に進めようとしているとの答弁がございました。

私も以前から障害をお持ちの方や御家族や、また、関係者の方から伊勢市は他市と比べて遅れているのではないかと、という声も頂戴してまいりました。

他の議員の方々も同じだと思います。

それで市議会においても、種々議論しているところであったと認識をしております。

そして、現在、市長におかれましても、現状をしっかりと承知され、また、市当局としても取り組みのスタートを積極的にされたところであると認識をしております。

岡田委員の御答弁の中で、県と協議をしているということもありましたので、私は県のほうにも請願をしていただくことが、効果的ではないのかなとも考えましたが、この請願をいただいたことを機に、市としても、またさらに県のほうにも声を上げていただきたいと思います。

ここに書かれている内容というのは、またその現実、大変重いものであると考えます。市議会としても最大限に尊重しなければならないと考えますので、さらに、親亡き後の不安に十分にお答えいただく施策の推進の強化をしていただきたいと思います。

ですので、採択していただくようお願いしまして、賛成討論とさせていただきます。

◎中山裕司委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

ないようでございますので、以上で討論を終わります。

お諮りをいたします。

「平成26年請願第3号福祉事業所の整備・拡充を求める請願」につきまして、採択することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。

起立全員によりまして、平成26年請願第3号は採択すべしと決定をいたしました。

この際、お諮りをいたします。

ただいま採択されました請願につきましては、市長に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【議案第70号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算（第2号）教育民生委員会関係分】

◎中山裕司委員長

それでは次に、「議案第70号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算（第2号）中、教育民生委員会関係分」を御審査願います。

補正予算書の16ページをお開きください。

款3 民生費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

はい。

○吉井詩子委員

私は、16ページの障害福祉費、17ページの障害者地域生活支援事業についてお聞きしたいと思います。

障害者の地域生活支援事業に関しまして、地域相談支援センターを2カ所増設するというふうに説明のほうに書いてありますが、これは計画相談をするところ、つくるところというふうに認識をしておりますが、平成25年の9月の末にこの計画のつくられているのが、7.6%でしたが、現状はどうなってますでしょうか。

◎中山裕司委員長

課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

計画相談の作成率について、お答えをいたします。

平成26年3月現在で8.4%でございます。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

はい、吉井委員。

○吉井詩子委員

まだ1割弱ということで、なかなか進まないということで、なかなか進まないということの理由が、やはりこの相談をする計画をつくる事業所が1カ所しかないということで、今回、募集をするということで、大変進むのではないかと御期待申し上げます。これをするに当たりまして、やはりこの人件費がかかるということでもありますとか、また、実務経験のある方を置かなければならないとか、さまざまくりがあると思うのですが、それとこの計画に関しましては、高齢者の方の計画と違いまして、モニタリングに回数、制限が

あるとかありますので、その辺のところに関してどういう補助をしていくのかというような、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

◎中山裕司委員長
課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

計画相談を進めるに当たって経費が、人件費等の経費が必要ではないか、あるいはモニタリング等の制度についてということの御質問についてお答えをいたします。

まず、人件費と経費にかかる補助といたしまして、本年度から、計画相談にかかる初度経費につきまして、補助制度を市で実施をしているところでございます。

また、モニタリングの制度につきましては、国の取扱要領基準がございまして、その基準に基づいて市の基準を定めておりますが、そのお一人お一人障害のある方々の状況に応じて出てまいりました計画提案に応じて、きめ細かにモニタリングの回数の設定というのはしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎中山裕司委員長
はい。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。

今、お一人お一人による設定というような形のモニタリングのやり方について、御答弁いただきましたので、大変安心をいたしました。

しっかりと相談支援の体制を構築をしていただきたいと思います。

すいません、それと委員長、款一括やでもう一つよろしいですか。

◎中山裕司委員長
はい。

○吉井詩子委員

すいません。続きまして、18ページの老人福祉推進費の地域支え合い体制づくり事業についてお聞きしたいと思います。これは説明のほうには神社港地区において、独居高齢者宅に人感センサーを導入し、老人クラブを中心とする地域の見守り体制を構築するとありますが、この人感センサーについてちょっと簡単に御説明願いたいんですが、お願いいたします。

◎中山裕司委員長
課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

人感センサーについて、御説明を申し上げます。

あらかじめ、連絡先の登録をされました高齢者等の見守りを行うシステムの機器でございまして、1時間ごとにそのセンサーが感知をいたしまして、20時間以上その動きがございませんと連絡をしていただくという仕組みでございます。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

この大変、緊急通報装置とこれとプラスしたら、さらに本当にいい見守り体制になるのではないかなと考えます。これの地域支え合い体制づくり事業という、この県の支出金が出ておりますが、この事業に関しましては平成24年と25年と伊勢市のほうも手を挙げていただいて、さまざまなことをやっただいております。サロンの立ち上げでありますとか、いろいろ買い物支援でありますとか、これは今まで体制づくりということで結構使われておりましたが、今回このちょっと物を配るといのは初めてだというふうに認識しておりますので、この事業が終わった後に、どういうふうにこの老人会の方に負担にならないのかなというようなことも心配されますので、その点についてどうお考えかちょっとお聞きしたいと思います。

◎中山裕司委員長

はい、課長。

●中村高齢・障がい福祉課長

この地域支え合い体制づくり事業につきましては、県の補助事業で、今年度で基金がなくなり次第終了と伺っております。

高齢者の方に、その後の継続について負担がかからないかという、こちらの点につきましては、貸し出しという形でいったんこの初度経費において、購入をしたセンサーを、貸し出しという形で、実費を徴収していただいて、行っていくというふうに伺っております。

ですので、今回の、こちらの地域において実施をされます事業につきましては、それほどその高齢者の方々に負担がかかるものではないという認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

はい。

○吉井詩子委員

この県の事業というものが、終わってからということ、人感センサーだけにこだわらずに、市としていろんなものがあると思いますので、そういう点について、どういうふう

に取り組むのかということについてお聞きしたいと思うんですが。

◎中山裕司委員長

はい、次長。

●江原健康福祉部次長

今後の方向性でございますが、これから高齢者を地域で支えていくというふうなことで、地域包括ケアシステム、これを今後構築していく中でですね、当然ながら24時間、高齢者を支えていかなければならないという中で、地域の支え合いづくり、そちらの中でですね、構築していきたい、進めていきたいというふうに考えております。

◎中山裕司委員長

はい。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。

これ県の事業です。終わってしまうから、こういうことはもう終わりということなく、これを機会に、市として体制を考えるきっかけにさせていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◎中山裕司委員長

はい、どうも。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御発言もないようでございますので、款3 民生費を終わります。

補正予算書22ページをお開きください。款4 衛生費を款一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御発言もないようでございますので、款4 衛生費を終わります。

以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、討論もないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りをいたします。「議案第70号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算（第2号）中、教育民生委員会関係分」につきまして、原案どおり可決すべしと決定して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御異議なしと認めます。

そのように決定をいたします。

【議案第71号 平成26年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第1号）】

◎中山裕司委員長

次に、29ページをお開きください。

「議案第71号 平成26年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第1号）」を御審査願います。

本件については一括で御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御発言もないようでございますので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りをいたします。「議案第71号 平成26年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきまして、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第75号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例の制定について】

◎中山裕司委員長

次に条例等議案書5ページを開いてください。

5ページをお開きいただきたいと思います。

「議案第75号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例の制定」についてを御審査願います。

御発言ございませんか。

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

この特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例案について質問させていただきます。

この今回、この子ども・子育て支援新制度ということで、3つの議案が出されておるわけですけれども、これは、保育施設及び事業の運営に関する条例案だと思うんですけども、この条例案で目指されている新しい制度、これは一つは3歳未満の子供たちの保育需要、これを大きな保育所などで満たせないときに、家庭的保育とか、小規模保育というこの地域型保育に委ねて、その際、必ずしも保育にかかわる全てのスタッフが保育士など、保育の専門家ではない、そういう事業とすると。

それで3歳過ぎたら、施設型保育等で保育を行う、全体としてはこういう構想というふうに見てよろしいのでしょうか。

◎中山裕司委員長

ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

◎中山裕司委員長

休憩を閉じ、会議を開きます。

はい。

●藤原こども課長

今回、条例の案として上げさせていただいております、3件に関してですが、委員仰せのとおり、家庭的保育事業等に関しましては、3歳未満のお子さんの保育を想定した事業でございまして、それらにおける事業において保育をしていただいた後、3歳に到達した後は従来からの幼稚園や保育所であります特定教育・保育施設のほうで、お預かりいただくということを想定したものでございます。

以上でございます。

◎中山裕司委員長
はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員
ありがとうございます。

この制度によって入所への流れが、いささか変わる部分があるんだと思うんですけども、まず市は保育必要量などの認定をする。保護者は、市または、幼稚園、認定こども園に申し込むと、この地域型保育、今度新しく設定されておるものなんですけれども、家庭的保育とか、小規模保育、これには事業者に直接申し込みをするということになりますか。

◎中山裕司委員長
課長。

●藤原こども課長

家庭的保育事業と地域型保育事業を御利用いただく場合にも、まず保育の必要性の認定に関しまして、市に申請をいただき、認定を受けていただく必要がございます。

その後の利用に関しましては、事業者との直接の契約となるものでございます。
以上でございます。

◎中山裕司委員長
楠木委員。

○楠木宏彦委員

それでしたら、入所の申し込みを受けた保育園などが申込者が提出を上回った場合には、調整などによって、入園料を決定すると、その際、入れない子や必要な保育・教育を受けられない子供については、市が別の施設を斡旋、調整を行うということになりますけども、そういうことでよろしいでしょうか。

◎中山裕司委員長
課長。

●藤原こども課長

特定教育・保育施設の利用の中で、保育所の利用を希望された場合がございますが、その保護者が希望された保育所への受け入れが困難な場合には、他の保育所を御利用いただくこととなります。

これに関しましては、従来からと同様でございますが、市において、利用調整という形で、それぞれの保育所、あるいは保護者との間で、調整を市が行っていくものであります。

以上でございます。

◎中山裕司委員長
楠木委員。

○楠木宏彦委員

そうすると幼稚園や認定こども園に関しては、そういう作業はないということでしょうか。

◎中山裕司委員長

はい、課長。

●藤原こども課長

認定こども園のうち、保育の必要性認定を受けた子供の利用に関しましては、市が利用調整を行うこととなりますが、認定こども園の中で、教育標準時間利用をするお子さん、あるいは幼稚園利用となる子供さんに関しましては、直接、施設と契約をしていただくということになります。

◎中山裕司委員長

よろしいか。

はい。

○楠木宏彦委員

それでは、次に、条文に沿って幾つかお尋ねさせていただきたいと思うんですが、その前にですね、このいろいろな流れが変わったり、新しく支給認定をしなくてはいけないというようなことが出てくるわけですが、保護者向けの説明会というのはやっていたらいいのでしょうか。

現在保護者の間で、かなり保育の制度が新しくなるらしいとか、それからうちの子は入れるのだろうかとか、それから保育料が上がるのではないかと、そういうような不安が随分あるようにお聞きしておりますものですから、それでしかも新年度の幼児募集については、もう広報いせで公示もされておりますけれども、その具体的な内容についてですね。

これまで説明会はしていただいているのか、それから、今後予定はないのかどうか、その際に、今、実際に保育所・幼稚園に子供さんを預けている親御さんを対象ということも必要なんですけれども、さらに、今後、これから保育所に預けなければならない親御さんに対しても、説明が必要だと思っておりますけれども、そのあたりどうなんでしょうか。

◎中山裕司委員長

課長。

●藤原こども課長

今回、幼稚園や保育所を利用する際の制度が大きく変わることに對しての説明会でございますが、これまで説明会という形では開催をしておりません。

この新制度に関しましては、広報いせ9月1日号におきまして、その制度の概要を掲載をさせていただきました。

保護者の方における、手続等の詳細に関しまして、まだ国のほうでも、詳細決まってい

ない部分も多々ございます。そういったことが順次、示されてきましたら、市のほうにおいても、詳細に関しまして、順次決定をしていき市民の方への周知をしてまいりたいと考えております。

在園、既に保育所、幼稚園を御利用されている方に対しましては、園を通じて、配付物等でお知らせをしていくことを考えております。また、ホームページ等も活用しながら周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

はい。

○楠木宏彦委員

ありがとうございます。

これからですね、ぼちぼちと決まっていくなだと思うんですけども、その度ごとにですね、周知をしていただけるようお願いをしたいと思います。

次に、条例案4条で利用定員についての記述がございます。特定教育・保育施設の定員は20人以上とする、とあるんですけども、これ施設によってそれぞれ人数がですね、100人近いところもありますし、いろいろあるんですけども、この推移について市は調整をお願い求めることはできるのでしょうか。

現在、伊勢市では、待機児童数字の上ではゼロだということになっているんですけども、実際には入りたいところに入れなくて、結局入所をあきらめる子供がいるというふうなことで、これはもうほぼ90人ぐらいいるというふうな話をお聞きしているんですけども、利用の定員についてですね、市は調整をお願いすることができるのかどうかについて。

◎中山裕司委員長

課長。

●藤原こども課長

特定教育・保育施設の利用定員でございますが、利用定員の設定に当たりましては、各施設の意向を踏まえて定めるものでございます。

また、この定員に関しましては、それぞれ保育所あるいは幼稚園、認定こども園として、認可を受けておる定員がございますので、その認可定員の範囲内で利用定員を定めるとされております。

委員仰せの希望された園に入園ができないというような、そういった状況、現状でございますが、そういった状況を踏まえて、今後その認可定員そのものの改正されたところも踏まえて、検討をしていく必要があると考えております。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

はい、そうしますと今度のこの新しい制度になることによって、この90人のいわば隠れた待機児、これを解消するために役立つものになるのでしょうか。

◎中山裕司委員長

課長。

●藤原こども課長

今回のこの基準を定める条例に関しまして、そういった隠れた待機と申しますか、潜在的なニーズに対応できるようになるかという点、直接的にはこの基準によって、そういったことが解消できるというお答えにはなりません、この基準とは別に、現在、子ども・子育て支援事業計画を策定中のごさいます、その計画策定をする中で、ニーズを踏まえて、必要な量の確保、その確保策に関して計画していくこととしておりますので、そういった部分で解消していきたいと考えております。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

はい。

○楠木宏彦委員

次にですね、支給認定のことなんですけれども、これについては、保育必要量の認定は市が行い、支給認定証を交付するというふうにあつて、これは子ども・子育て支援法なんですけれども、その詳細については、内閣府令で定めるとあるんですけれども、内閣府令についてまだあの全体図が出てない、と思うんですけれども、現在どういう状況になっているのでしょうか。

◎中山裕司委員長

課長。

●藤原こども課長

支給認定にあたりまして、保育を必要とする要件、理由等に関しましては、国のほうから示されておりますので、伊勢市においてもそれに準じた形で対応してまいりたいと考えております。

◎中山裕司委員長

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

はい、ありがとうございます。

次にですね、いわゆる上乗せ徴収、この問題なんですけれども、条例案の13条に地域型保育事業については、また43条にあるんですけれども、教育・保育の質の向上を図る上で

特に必要と認められる対価について、基準額との差額の範囲内で徴収することができると、こういうふうの規定がございます。

この同じ13条の6項であらかじめ文書による同意が必要だと。保護者の同意が必要だというふうには出ているんですけども、これ入園の段階で、その予測といいますか、どの程度の上乗せ徴収あるのかっていうのはつくものなんでしょうか。

いったん入園してから、こういう上乗せ徴収があるよと言われてもですね、同意が必要だとは言っても、ほかの人も認めるし今さらここから変わるわけにはいかないしということで、拒否することはすごく難しいんだと思います。そうしますとその上乗せ調整によって、上限額はですね、どのようになるのか予測がつかないという面があると思うんですが、そういう面について、あらかじめ大体こんなもんだよというような予想値ですね、それを親御さんの方にお知らせすることはできないんでしょうか。

◎中山裕司委員長
課長。

●藤原こども課長

上乗せ徴収に関しましては、教育・保育の質の向上を図る上で、公定価格以上の基準を超えた、例えば職員配置をすることであったりとか、平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格だけで賄えない費用を補うために徴収するというものでございます。

これに関しましては委員仰せのとおり、あらかじめ保護者の同意を得て、徴収することとなります。

新たに入園する際には、事前に十分な説明を行っていただいた上で、同意を得て入園をしていただきますが、入園された後に、その金額を改定するとなれば、改めて同意を求めていただくこととなります。

その際に、委員仰せのような、こう一人だけが反対したらどうなるのかといったような、そういったことも確かに懸念されますが、そのあたりは十分施設のほうにも、保護者に対して、理解を求められるような、説明をしていただくよう指導してまいりたいと考えております。

◎中山裕司委員長
楠木委員。

○楠木宏彦委員

結局、全体としては、市が支給認定をし、そして、保育・教育について、保育所以外については調整機能、保育所も含めてですけども、調整機能をして、非常に特に幼稚園や、こども園について、入れない子供についてどのようにするのかについて、はっきりとしないうところがあると思うんですが、結局、それから経営の内容についても、それぞれの園に任されるところが多い、特に、地域型についてはそういう一定の非常にちょっと懸念されるということで、保育における公的責任をどこまで指導するのかっていう面で非常に難しい問題があると思うんですけども、今後、そういう面についても追求をしていっていただきたいと思います。

この議案については、以上です。

◎中山裕司委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御発言もないようございますので、審査を終わります。
続いて、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、ないようございますので、以上で終わります。
お諮りをいたします。

「議案第75号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例の制定」につきまして、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕（「異議あり」と呼ぶ者あり）

◎中山裕司委員長

そこで討論で、前にやっとかないかんわな、反対討論。そやで、ないということ为前提にして、今の話やけど採決しとんのやで。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

◎中山裕司委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

御異議なしと認めそのように決定をいたしました。

【議案第76号 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について】

◎中山裕司委員長

次に39ページをお開きください。

「議案第76号 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定」についての御審査を願います。

御発言はございませんか。

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

この条例については、指導者の資格についてお伺いをいたします。

まず、乳幼児の食事の提供の問題ですけれども、第15条に事業所内で調理する方法により行われなければならない。こういうふうにあるんですけれども、括弧のただし書きの中に、他の社会福祉施設等あわせて設置するときは、他の社会福祉施設等の調理室において調理する場合を含むというようにあります。

ところが、さらに16条には、この規定にかかわらず、搬入施設から搬入することができる、こういうふうにもなっているので、この場合、加熱保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないとあります。外部から搬入をして、それを、その中で、例えば電子レンジで温めるあるいは冷蔵庫で保存する、そういうふうなことでオーケーだということになりますでしょうか。

◎中山裕司委員長

課長。

●藤原こども課長

委員仰せのとおり、食品の公衛生上の問題が生じないように、冷蔵あるいは加熱のできる機器を想定したものでございます。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

利用乳幼児の健康状態に応じた食事の提供やアレルギーアトピー等への配慮、これ条例文にあるわけですけれども、その食事の内容、回数及び時期に適切に応じることができることと、いうふうに出ているんですけれども、食物アレルギーによる事故が学校や、保育所などでしばしば報告されているところなんですけれども、子供の顔が見えない、あるいは個々のこの子はどのようなアレルギーがあるというようなことがわからない状態で、調理したものをこれを食べさせることについては非常に不安があると思うんですけれども、大丈夫なんでしょうか。

◎中山裕司委員長

課長。

●藤原こども課長

健康状態に応じた食事の提供、特に、アレルギーを持つ子供さんへの誤食のないような、提供体制というのはしっかりと確保していかなければならないと考えております。

こういったところを外部搬入する際には、搬入元の調理をする現場等の十分な情報の共

有が必要かと考えております。

そういったあたりに関しましては、現在の保育所でもそうでございますが、具体的な、例えばマニュアルを作成するなど、そういったことを求めていくことも必要かと考えております。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

次にですね、家庭的保育事業、これについての指導者の件なんですけれども、これは、居宅、その他の場所で保育を行うと、そこに専用の部屋を設ける。そういうふうな、設備についての規定はあります。

そして、その家庭的保育者がここでは保育をするわけなんですけれども、この家庭的保育者、これの資格、これは保育士、または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認めるものと、こういうふうになっております。

最後に市長が行う研修を修了したものと、いうふうな規定になっているんですけれども、この保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認めるもの。これについては、そういうことを認定するような、機関・組織、あるいは、人員というのがどのようになりますでしょうか。

市長が認めるという、これは非常に表現もあいまいなものですから、そこら辺のところどうなってるのかと思います。

◎中山裕司委員長

はい、課長。

●藤原こども課長

保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認める基準につきましては、現時点においては定めておりません。

今後、国からの情報も得ながら、また、他市の状況も踏まえて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

この研修の時間についても、そういうことでしょうか。国とか県とかの、定義はないんでしょうか、まだ。

◎中山裕司委員長

はい、課長。

●藤原こども課長

家庭的保育者に対する研修につきましては、これまでも国のほうで実施されておりました、現行の状況をもとに、現在国で検討中ということをお伺っております。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

ありがとうございます。

以上で終わります。

◎中山裕司委員長

ほかに御発言ございませんか。

はい、御発言もないようでございますので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います、討論でございます。

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

この条例案に対して反対の立場から討論をさせていただきます。

まずは、新しいその地域型保育、これが導入されることによって、その施設それから保育士の、保育士というか、その指導者の資格の面で非常に懸念があると、やはり保育というのは、子供の教育あるいは養護についての専門家でなければならないと、そういうことで非常にその基準が切り縮められているんじゃないかというふうに思います。

それから、市の保育の実施責任という面におきましてもですね、保育所についてはそれを果たそうというところがあるわけですが、それ以外の特にこの先ほどの地域型というものが非常に不安を感じますので、この条例案には賛同できないとしたいと思います。

◎中山裕司委員長

はい。

ほかに討論される方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい。

ないようでございますので、お諮りをいたします。

「議案第76号 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制

定」につきまして、原案どおり可決することに賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

◎中山裕司委員長

はい、ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、議案第76号は原案どおり可決すべしと決定をいたしました。

【議案第77号 伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について】

◎中山裕司委員長

次に、68ページをお開きください。

「議案第77号 伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定」についてを御審査願います。

御発言はございませんか。

はい、福井委員。

○福井輝夫委員

条例の制定ということで、数値的なもの人数的なものね整合性もちょっと気になるところがありましたので、お聞きします。

まず、72ページの上から3行目付近に書いてある放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上、ということは1つの単位で2人ということですね、支援の単位の構成する児童の数が35人を超えるときは、3人以上ということで、35という数字を1つ区切ってございます。

それに関して73ページの、4、第2項の支援の単位は、真ん中ごろになります。第2項の支援の単位はということで、ここずっといきますと、1の支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とするということで、40という数字が出ております。

これは35で共通にしたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですが、その辺の御見解を教えてください。

◎中山裕司委員長

はい、課長。

●藤原こども課長

放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブにおきましては、従来、国の示しておりましたのは、1つの支援の単位がおおむね70人というものでございました。

今回、この新たな制度のもとでおおむね40人以下とするというような、国の基準が示されたことから、まず、伊勢市におきましても、国と同様に支援の単位としましては、おおむね40人以下としたものでございます。

一方で支援員の数に関しましては、国の基準におきましては、2人というふうに定めら

れておりますが、伊勢市におきましては、従来から35人を超えるときは、3人以上配置というような取り扱いを行ってきましたことから、これに関しましては、現状維持をしまして、引き続き35人を超えるときは3人以上の配置というふうに規定したものでございます。以上でございます。

◎中山裕司委員長
福井委員。

○福井輝夫委員

はい、わかりました。

国が40人以下ということで決めておるということに、40という数字を使ったということですね。

ということは、例えば、40人の定員が合った場合は、支援員は3人以上おけるということによろしいんですね。

◎中山裕司委員長
はい、課長。

●藤原こども課長

委員仰せのとおりでございます。

◎中山裕司委員長
はい、福井委員。

○福井輝夫委員

はい、わかりました。

そうしましたら、ちょっと気になるところありましたんですが、伊勢市の条例の中に、伊勢市放課後児童健全育成事業実施要綱というのがございます。

その実施要綱の関係でですね、その数字と、ここの数字がちょっと違う部分がありますのでお聞きします。

76ページ、放課後児童健全育成事業は、2ですね、大きな2で、4、5行目のところに放課後児童健全育成事業者は云々と書いて、開所する日数ですね。1年に250日以上というふうにうたってございます。それがですね、この実施要綱のほうでいきますと、実施要綱、今手元にはもし皆さん持ってないんですけど、開所日数は年間200日以上とし、というふうに明記されております。これの数字の差がですね、違うんですけども、この実施要綱というのは、この今、審議している条例が制定しても、この実施要綱というのを引き続き、そのまま制定したままということによろしいんですね。

その場合の、この数字の違いをですね、ちょっと聞きたいんですが。

◎中山裕司委員長
課長。

●藤原こども課長

伊勢市放課後児童健全育成事業実施要綱につきましては、今回の条例制定あるいは法律の改正等を踏まえた上で、全面的に見直しをしていく必要があると考えております。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

はい。

○福井輝夫委員

後で見直すということですね、またしばらくは、2つが同時に進行するということがあるということですね。

◎中山裕司委員長

はい、課長。

●藤原こども課長

今回の条例案につきまして、施行日を子ども・子育て支援法の施行日というふうにしております。

そういったことから現在想定しておりますのは、この条例の施行日としましては27年4月1日に施行というふうなことを想定しておりますので、それにあわせて要綱の改正もしてまいりたいと考えております。

◎中山裕司委員長

はい。

○福井輝夫委員

それならば、この明らかにわかっておる数字のね、違いがありますので、こちらの実施要綱のほうもですね、こういう見直したいというのが同時にあってほしいなという気はしたんですけども、もう一つその中で……（「条例できてないんやから」と呼ぶ者あり）

まあ、これを審議するということですね、そのときにちょっと見ていただきたいのは、もう一つ、72ページの1行目、放課後児童支援員ということが書いてございます。支援員ですね。

それと、実施要綱のほうは、放課後児童指導員となっておりますので、この辺の差も統一したほうがいいのではないかと思いますので、その辺についてはいかがですか。

◎中山裕司委員長

はい、課長。

●藤原こども課長

委員仰せの表現、文言の整合性も含めて、全面的に見直しをかけたいと考えております。

以上でございます。

◎中山裕司委員長
よろしい。

(「いいです。はい。」と呼ぶ者あり)

◎中山裕司委員長
当然、矛盾が生じているので、どちらかに改廃せないかん。
ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長
ないようでございますので、審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長
はい、ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りをいたします。

「議案第77号 伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定」につきまして、原案どおり可決すべしと決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長
はい、御異議なしと認めます。
そのように決定をいたしました。
それでは、11時10分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

【議案第80号 伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定について】

◎中山裕司委員長
それでは休憩を閉じ、会議を開きます。
次に84ページをお開きください。

「議案第80号 伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定」についてを御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りをいたします。

「議案第80号 伊勢市離宮の湯の指定管理者の指定」につきまして、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御異議なしと認めます。

【議案第81号 市有財産の取得について】

◎中山裕司委員長

次に、86ページをお開きください。

「議案第81号 市有財産の取得」についてを御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りをいたします。

「議案第81号 市有財産の取得」につきまして、原案どおり可決すべしと決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【平成26年請願第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願】

◎中山裕司委員長

次に、「平成26年請願第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

ないようですので討論を終わります。

お諮りをいたします。

「平成26年請願第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願」につきまして採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【平成26年請願第5号 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める請願】

◎中山裕司委員長

次に、「平成26年請願第5号 『教職員定数改善計画』の着実な実施と教育予算拡充を求める請願」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
続いて討論行いますが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「平成26年請願第5号 『教職員定数改善計画』の着実な実施と教育予算拡充を求める請願」につきまして、採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定をいたしました。

【平成26年請願第6号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願】

◎中山裕司委員長

次に、「平成26年請願第6号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願」を御審査願います。
御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りをいたします。

「平成26年請願第6号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願」につきまして、採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【平成26年請願第7号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願】

◎中山裕司委員長

次に、「平成26年請願第7号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願」を御審査願います。

御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りをいたします。

「平成26年請願第7号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願」につきまして、採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

以上で付託案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りをいたします。

委員長報告文の作成につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分
再開 午前11時16分

◎中山裕司委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、採択すべしと決定いたしました、「請願第4号 義務教育費国庫負担制度の存続も更なる充実を求める請願」、「第5号 『教職員定数改善計画』の着実な実施と教育予算拡充を求める請願」、「第6号 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願」、「第7号 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める請願」につきましては、意見書の提出を求めたものであり、本請願が本会議で採択された場合には、請願に係る意見書の提出が必要となってまいりますので、意見書案について御審査願います。

なお、本会議で請願が採択された場合、意見書案は委員会名または賛成者の連名で提出をいたしたいと思っております。

委員長におきまして文案を用意しておりますので、書記に皆さん方に御配付をしたとおりでございます。

お目通しをいただきたいと思います。
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分
再開 午前11時19分

【義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書（案）について】

◎中山裕司委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書案」についての御審査を願います。

何か御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御発言もないようですので審査を終わります。
続いて討論行いますが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、討論を終わります。

お諮りをいたします。

「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書案」につきまして、文案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書（案）について】

◎中山裕司委員長

次に、「教職員定数改善計画の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書案」についての御審査を願います。

御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りをいたします。

「教職員定数改善計画の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書案」につきまして、文案のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（案）について】

◎中山裕司委員長

次に、「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書案」に

ついでの御審査を願います。
御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
それで討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りをいたします。

「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書案」につきまして、文案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。

【防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書（案）について】

◎中山裕司委員長

次に、「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書案」についての御審査を願います。
御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りをいたします。

「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書案」につきまして、文案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御異議なしと認めます。

そのように、決定をいたしました。

【平成26年度 主要な事業の進捗状況・予算の執行状況等の報告について】

◎中山裕司委員長

それでは引き続き、「平成26年度 主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告」についての御審査を願います。

本件につきましては主要な事業に関して、常任委員会別に執行機関から事業の進捗状況や予算の執行状況等についての報告を受けることになっております。

昨年度は、放課後児童対策事業、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業、空調設備整備事業の小学校分、空調設備整備事業の中学校分、図書館運営費、倉田山公園野球場改修事業の6件について報告をいただいております。

今年度につきましては12月定例会までに実施することとし、本日は御手元にお配りをした資料を御確認いただきたいと思っております。

どの事業を報告の対象とするか、御協議願いたいと思っております。

御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

御発言もないようですので、お諮りをいたします。

「平成26年度の主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告」については、意見がございませんけれども、これにつきましてはですね、5事業程度を調査するとして、当局の報告をいただく事業の選択については、正副委員長に御一任願いたいと思っておりますがよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

なお、本件につきましては、継続調査事項として9月定例会の最終日に上程をする予定でございます。

以上で御審査いただきます案件の審査は全て終わりましたので、これをもちまして教育

民生委員会を閉会をいたしたいと思います。

どうもありがとうございました。

開会 午前11時24分

上記署名する。

平成 年 月 日

委 員 長

委 員

委 員

【休憩中】

休憩 午前10時12分

◎中山裕司委員長

どうですか。

継続なんか、ここですかということですよ。

継続審査にするのか、この場で今の話やけども、即決して決めてしまうかということ、その討論採決をその後で、決めた後でやるということですから。

はいどうぞ。

○吉井委員

今回、この場で採決することを望みます。

◎中山裕司委員長

よろしいか。はい。

再開 午前10時13分

休憩 午前10時44分

◎中山裕司委員長

その場合は討論で反対討論して、そうしますと、反対者がおるちゅうことで、確認ができるんで、そうすると起立採決という形になりますので、そのルールだけは確認しといてください。

それともう一つ先ほど御質問でございますけれども、今後想定される運営上のいろんな諸問題についての危惧されるというようなことにつきましての質問はできるだけやっぱり、限定していただきたいのと、これ、楠木委員に申し上げておきます。

今後、運営していくんですから、これ条例が新しくできます。それを想定してこういう形で運営していくと、運営上のいろんな疑義とかいろんな問題が生じてくると、そういうことをどうなんだこうなんだということは、なかなかやっぱり現時点での当局側も答弁もしにくいというようなことがありますから、その点を十分考慮して質問してください。

それはもう、仕方がないので、この件に関しましてはもう御異議なしというように決めて決定をいたしておきます。

再開 午前10時45分

休憩 午前11時14分

◎中山裕司委員長

当局側の皆さん方は、御退席をいただいて結構でございます。

再開 午前11時16分

休憩 午前11時18分

◎中山裕司委員長

今、皆さん方のもとに、意見書案を配付をいたしております。

いかが取り計らいさせていただきますでしょうか。これ時間にとって、一応皆さん方、御一読願って云々ということにするのか、もう一応、私のほうで用意をさせていただきましたので、それでもう御了解をいただくのか。時間をとって一読して、また皆さん方の御意見を聞くのか、どのように取り計らいをさせていただいてよろしいでしょうか。

○西山則夫委員

これ、請願の主旨は網羅されておるんですね。

◎中山裕司委員長

それはもう全部、網羅されております、目をちゃんと通しておりますので、よろしゅうございますか。

どうです。

よろしいか、はい。それでは、もう。

再開 午前11時19分